

# 令和8年度女性の起業応援事業企画運営業務仕様書

## 1. 委託業務名

令和8年度女性の起業応援事業企画運営業務

## 2. 業務の目的等

女性の社会参画への支援については、職業生活と家庭生活の両立に必要な環境整備の遅れや、根強い固定的性別役割分担意識など、いまだ十分な状況であるとは言い難く、女性の変化に応じ、様々な分野でチャレンジし、豊かさを感じられる生活を送るために多様な選択肢の中から自分にとって適切な選択をするための具体的なイメージを描くことは依然として難しい状況である。

そのため、起業や地域づくり等の分野への参画に意欲を持つ女性に対して、必要な情報および体験の場を提供し、あらゆる分野への積極的な参画を促すとともに女性が社会に参画していくためのネットワークづくりを支援する必要がある。

そこで、女性の起業を一貫して支援する「女性の起業応援センター」として、総合的な女性のチャレンジ支援を実施するにあたり、講座等の企画運営に関して専門性やノウハウを有する事業者等に業務を委託し、起業をあらゆる角度から総合的にサポートし、効率的な伴走的支援を実施するものとする。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月19日(金)まで

## 4. 実施場所

滋賀県立男女共同参画センター多目的スペース等

## 5. 委託業務の対象者

県内在住または在勤で、起業や地域づくり等の分野への参画等にチャレンジする女性  
ただし、県内出身者で滋賀県での起業を考えている女性も含む

## 6. 委託業務の内容

### 6-1 女性の起業応援センターの運営

#### (1) 目的

起業や地域づくり等の分野への参画に意欲を持つ女性に対して、必要な情報および体験の場を提供するとともに、起業をあらゆる角度から総合的にサポートし、効率的な伴走的支援を実施するため、女性の起業応援センターを運営する。

また、起業や地域づくり等の分野への参画に意欲を持つ女性が社会に参画していくためのネットワークづくりを支援することを目的とした「女性の起業家交流会」を開催する。

## (2) 業務の内容

### ① 講座等の企画

- ・ 講座目標および計画を確認し、次の（ア）～（イ）の講座等の企画立案をすること。その際開催時間は2時間程度とすること
- ・ 講師の選定、確保、依頼、打ち合わせ、連絡調整をすること。

#### （ア）女性のチャレンジ・起業支援セミナーの開催

- ・ 起業や地域づくり等の分野への参画に意欲を持つ女性を対象にセミナーを開催する。
- ・ 日時：起業支援セミナー 12回（全6回コース、2回開催）以上
- ・ 定員：20名程度
- ・ 内容：男女共同参画の意義をおさえた自己分析やライフプランづくり、様々な事例からチャレンジを具現化するためのプランづくり、ビジネスプラン、人脈づくり、起業等のチャレンジを始めるにあたっての具体的スキルの獲得やモチベーションアップ。  
なお、各コースには次の内容を含めることとし、各コース最終回には参加者どうし  
が交流を促す内容とすること。

- A. 起業への心構え
- B. プレゼンテーションスキル
- C. 起業に関する諸手続き
- D. お金に関する事 税金に関する事
- E. 法律・規則等の習得
- F. CO<sub>2</sub>ネットゼロの視点

#### （イ）女性のチャレンジ・起業支援セミナー（リスクリングコース）の開催

- ・ 起業や地域づくり等の分野への参画に意欲を持つ女性を対象にセミナーを開催する。
- ・ 日時：6月～2月の間の全8回以上
- ・ 定員：20名程度
- ・ 内容：デジタルスキルの習得や、法律・経理等起業に役立つスキルの学び直し。  
なお、本セミナーには次の内容を含めること。

- A. デジタルスキルの活用に関する事
- B. SNS 活用法

#### （ウ）デジタルスキル獲得講座等の企画および運営

- ・ 講座目標および計画を確認し、講座等の企画立案および運営をすること。
- ・ 講師の選定、確保、依頼、打ち合わせ、連絡調整をすること。

##### デジタルスキル獲得のための連続講座の開催（6回1コース）

オンラインマルシェに出店するために必要なことを学ぶ連続講座を開催する（20名程度）。会場はオンライン、オフラインおよびその両方のハイブリッド形式いずれの方式でも良い。なお、オンライン上の接客、決済、集客手法など、出店するための実践的な内容を盛り込むものとする。

#### (エ) 女性の起業家交流会

- ・チャレンジ支援機関や起業をめざす者を対象に交流会を年1回開催する。
- ・日時：10月～1月
- ・場所：参加者および関係者90名程度を収容できる大会議室等
- ・内容：県内外で活躍する女性起業家をロールモデルとし、起業や事業継続にあたってのノウハウやワークライフバランスについて学ぶとともに、チャレンジ支援機関や起業をめざす者同士が交流できる場とする。

なお、本交流会には次の内容を含めること。

- A. 先進的な起業スタイルを確立される等ロールモデルとなる方の講演
- B. 県内先輩起業家によるトークセッション・パネルディスカッション等
- C. 参加者による交流
- D. 起業に関する相談会

#### ② コワーキング・チャレンジオフィスの運営

- ・原則、水、木、金、土曜日の9：00～20：00までコワーキング・チャレンジオフィスを開所することとする。
- ・契約期間中全50回以上、コワーキング・チャレンジオフィス利用者に対して、月5回程度、1回4時間程度の指導助言を実施すること。
- ・利用予約の受付、託児の受付・託児事業者への申し込み、センター担当者との連絡調整、利用予約者への連絡を行うこと。
- ・作業用のパソコン等については、受託者または利用者等の負担とする。
- ・利用者の実績、利用内容について記録しまとめること。
- ・チャレンジショップ体験出店希望者に対し、適切に計画および運営に対して指導を行うとともに、実施後の指導も行う。
- ・チャレンジショップ体験運営にかかる業務を行うこと。

#### ③ 女性の起業オンライン相談の実施

- ・契約期間中24日以上、起業にかかるオンライン相談を実施すること。
- ・1日の相談は1回30分の相談を6回以上となるよう枠を設定すること。
- ・利用予約の受付、広報を行うこと。

#### ④ 女性の起業応援センターPRリーフレットの作成

- ・女性の起業応援センターで実施する事業をまとめたリーフレットを作成する。
- ・内容は女性の起業応援センターの説明、実施する講座等の説明、申込方法等とする。
- ・発行回数は年1回、仕上がりサイズ 三つ折り 1,000枚を目安とする。

#### ⑤ 事業広報

- ・プレスリリース原稿作成
- ・リーフレット作成・配布による広報
- ・受講生の募集および申込受付、登録者名簿の作成
- ・講座等についての問合せ対応
- ・当支援事業登録者への案内
- ・関係機関への周知・広報

#### ⑥ 講座等の実施・運営

- ・会場の設営、後片付け
- ・講座等の準備（資料作成、印刷等）
- ・講座等の進行
- ・講師礼状作成、送付
- ・講師報償費、旅費の支払
- ・託児の手配、費用の支払い

#### ⑦ 実施結果の評価

- ・受講アンケート、利用者の起業状況調査の実施、集計
- ・県への事業実施状況等報告（毎月）
- ・情報の蓄積、提供（講師情報、教材情報等）
- ・ホームページ掲載原稿作成
- ・報告書作成

### 6-2 その他

業務の内容は6-1を基本とし、県と協議のうえで、詳細を決定して実施するものとする。

## 7. 成果物

納品する成果物（以下、「成果物」という。）は、次のとおりとする。

### (1) 数量等

- ① 報告書（印刷物およびCD-RもしくはUSB） 正副1部（A4版ファイル）
- ② 報告書は、打合せ記録簿を作成し添付すること。
- ③ 書き込みデータ形式は原則Microsoft Office形式とするが、詳細については打合せにより決定する。

### (2) 納入場所

滋賀県立男女共同参画センター（〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4）

## 8. 著作権等

- (1) 成果物にかかる著作権法（昭和45年法律第48号）（以下、「法」という。）第21条から第28

条に規定する権利は、委託料の完済により、受託者から県に移転する。

なお、県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

- (2) 受託者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。
- (4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託者の責任と負担において対応すること。
- (5) 受託者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

## 8. 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、責任者を置くとともに、実施体制および実施スケジュールを県に書面で報告すること。また、県と毎月 1 回程度の打合せを行い、連携を密にすること。
- (3) 業務全般にわたり、実施した内容については、適宜記録に残し、実績としてとりまとめること。打合せ等についても、記録に残し、数日以内に県に共有すること。

## 9. 変更の対象

- (1) 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受託者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受託者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響すると発注者が判断した場合は委託料の変更は行わない。
- (2) 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受託者の負担において実施するものとする。

## 10. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、所得税法等、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の履行に際し、他社の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときには、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 委託業務遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。
- (5) 本業務を通じて得た個人情報、受託者において適正に保有、管理するとともに、本業務の

遂行に必要な限度においてのみ利用すること。

- (6) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ることとする。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (8) 当センターにおいて実施する事業については利用者が託児を利用できるようにすること。
- (9) メンバー登録システム等により利用者の管理を行うとともに、利用者を総合的に支援できる体制を確立できるようにすること。
- (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必用な事項および仕様のない事項または仕様について生じた疑義等については、県および受託者の双方で協議の上、定めることとする。

#### 1 1. 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受託者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。